

昭和村災害時要援護者避難支援計画

平成21年12月

昭 和 村

目 次

第1章 基本的な考え方	
1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 構成	1
4 避難支援体制の整備方針	2
5 推進体制	3
6 関係機関等の役割	4
第2章 要援護者情報の把握・共有	6
1 要援護者名簿の作成	6
(1) 要援護者名簿の目的	6
(2) 要援護者名簿の対象者	6
(3) 情報収集方法	7
(4) 収集する内容	7
2 要援護者名簿の提供、管理	7
(1) 要援護者名簿の提供先	7
(2) 要援護者名簿の適正管理	7
(3) 要援護者名簿の更新	8
3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	8
第3章 避難行動要援護者	9
1 避難行動要援護者の把握	9
2 個別計画の作成	9
(1) 個別計画の作成方法	9
(2) 個別計画の内容	9
3 個別計画の共有・管理	10
(1) 個別計画の共有の範囲	10
(2) 個別計画の適正管理	10
4 個別計画の確認	10

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備	11
1 避難支援の実施体制	11
(1) 村における避難支援体制	11
(2) 地域における避難支援体制	11
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	11
2 情報伝達体制の整備	11
(1) 要援護者への情報伝達	11
(2) 避難支援者への情報伝達	12
(3) 避難支援関係者への情報伝達	12
3 避難支援訓練の実施	13
4 安否確認情報の収集体制	13
(1) 個別計画登録者の安否情報の収集	13
(2) 避難支援者からの報告	13
第5章 避難所等における支援体制	14
1 避難所等における要援護者支援体制	14
(1) 開設周知	14
(2) 避難所の災害時要援護者班との連携	14
(3) 支援体制の確認	14
(4) 優先的支援の実施	14
2 福祉避難所	14
(1) 福祉避難所における要援護者支援体制	14
(2) 福祉避難所の確保	14
(3) 設置・運営等	14
様式	
様式1 災害時要援護者名簿	15
様式2 災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)	16
福祉避難所の利用に関する協定書協定書の様式	18
参考資料	
資料1 災害時要援護者の特徴	22
資料2 災害時要援護者の非常持出品(例)	29

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。そして防災対策の推進に当たっては、総合的な取り組みが重要であり、なかでも災害時要援護者(*1)(以下、「要援護者」という。)の避難支援対策は、大きな課題となっている。そこで、昭和村(以下、「村」という。)では、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要援護者避難支援計画(*2)(以下、「避難支援計画」という。)を作成する。

*1:災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者。一般的に高齢者、障がいのある者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられる。

*2:災害時要援護者避難支援計画

村が作成する災害時要援護者の登録者に対する支援計画。村の災害時の要援護者支援に関する対象者を関係機関の役割分担や災害時要援護者リストの提供先、保管などの全体的な考え方と災害時要援護者の一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画で計画が成立する。

なお、この計画の必要性は、平成17年3月に内閣府、消防庁等関係省庁において策定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂)において示されている。

2 位置づけ

避難支援計画は、「昭和村地域防災計画」中のうち、災害弱者安全確保及び避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

避難支援計画は、要援護者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要援護者一人ひとりに対する避難支援計画」(以下、「個別計画」という。)で構成する。

4 避難支援体制の整備方針

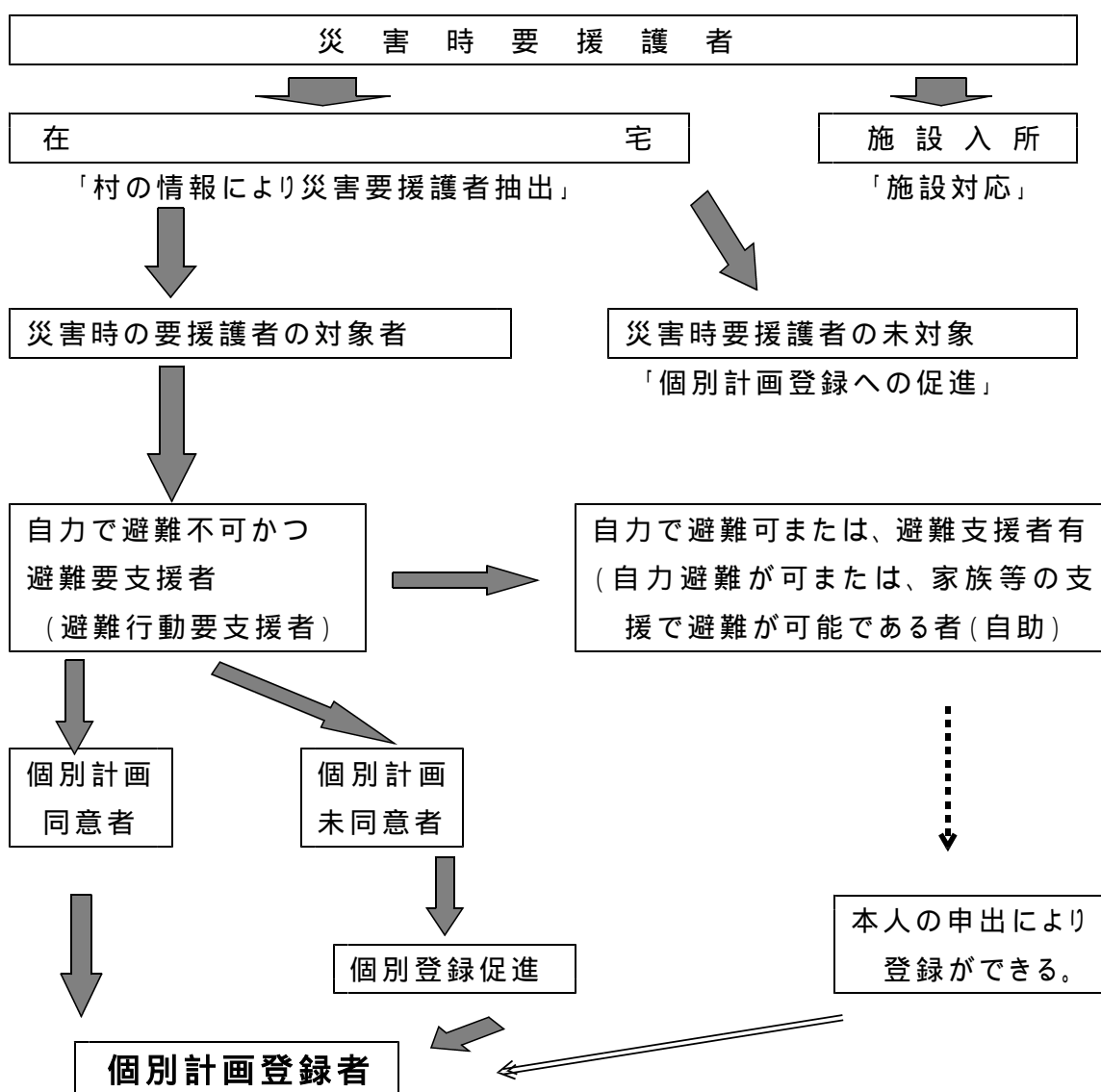
(1) 対象者

要援護者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者（以下「避難行動要支援者*3」という。）について、重点的・優先的に進める。

*3：避難行動要支援者

災害時要援護者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者。

避難支援計画（個別計画）の対象者



重点的・優先的に支援体制の構築を推進・・・ 村、民生委員

5 推進体制

村は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、保健福祉課を中心に総務課防災担当とで構成する要援護者支援チームを設置する。

要援護者支援チームは、関係機関と連携し、要援護者の避難支援対策を推進する。

要援護者支援チームの位置付け及び構成等

【位置付け】

平常時は、保健福祉課及び総務課による横断的なプロジェクトチームとして設置する。

災害時は、村災害対策本部の社会福祉班内に設置する。

【構成】

構成員は、社会福祉班長(保健福祉課長)、班員(福祉担当者、地域包括支援センター職員、防災担当者)で構成するが、避難支援体制の整備推進にあたっては消防団、民生児童委員、社会福祉協議会等の関係機関の参加により進めることとする。

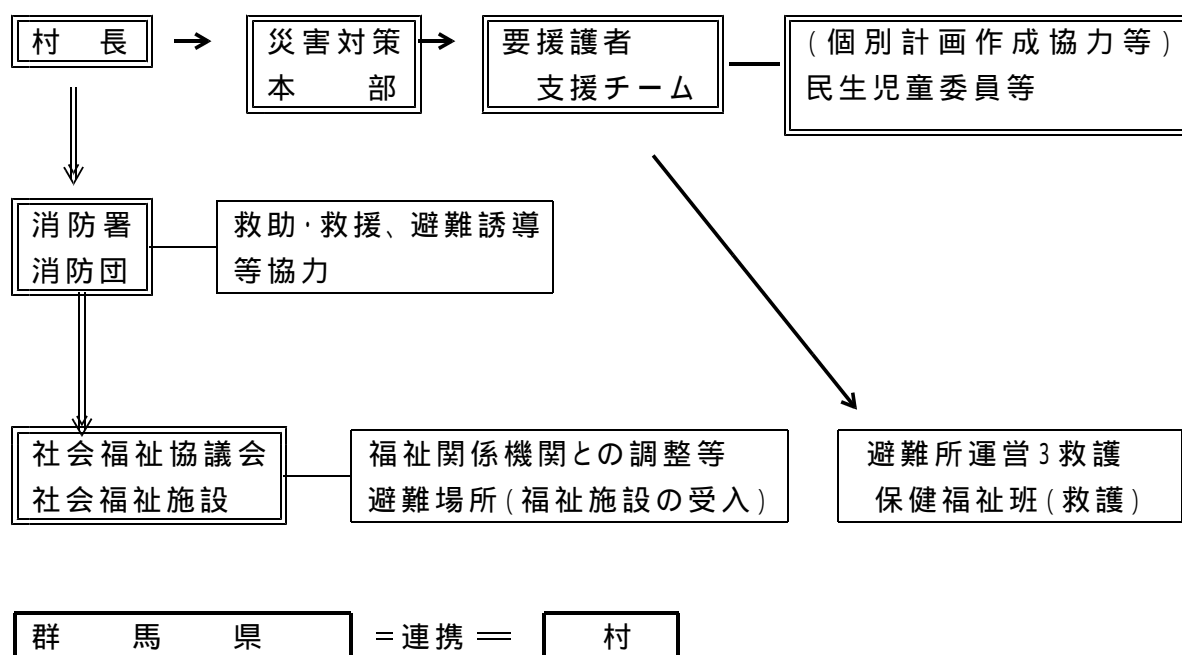
災害時は、基本的に村災害対策本部の社会福祉班で構成する。

【業務】

平常時は、要援護者情報の共有化、避難支援計画の策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施・広報等を行う。

災害時は、避難情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難場所に設置される災害時要援護者チーム等の連携・情報共有、単独の避難所では対応できない場合の広域調整等を行う。

災害時の要援護者支援の推進



6 関係機関等の役割

(1) 村の役割

保健福祉課の役割

【平常時】

- 1) 要援護者支援チームの設置
- 2) 障がいのある人等の要援護者に関する各種情報に基づき、作成する災害時要援護者名簿(以下、「要援護者名簿」という。)の作成及び民生児童委員への提供
- 3) 避難要援護者の把握と個別計画の作成(民生児童委員等と連携して実施)
- 4) 個別計画作成のための同意周知
- 5) 個別計画作成についての広報等
- 6) 避難所(福祉施設等)の支援体制の確保
- 7) 要援護者の避難方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- 8) 避難情報等の情報伝達体制の整備
- 9) 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

【災害時】

- 1) 村災害対策本部の社会福祉班に要援護者チームを設置
- 2) 避難・安否確認の状況把握
- 3) 避難所(福祉施設等)の運営支援
- 4) 避難所の災害時要援護者チームとの連携した要援護者支援

総務課の役割

【平常時】

- 1) 要援護者名簿、個別計画の共有
- 2) 個別計画作成についての広報等
- 3) 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- 4) 避難所(福祉施設等)の指定及び協定

【災害時】

- 1) 避難準備情報等の発令・伝達
- 2) 避難所(福祉施設等)の開設

民生児童委員の役割

【平常時】

- 1) 要援護者名簿、個別計画の共有
- 2) 避難行動要支援者の把握調査への協力
 - ア) 村の作成する個別計画策定への協力
 - イ) 個別計画作成のための同意の周知
 - ウ) 避難行動要支援者への働きかけ
 - エ) 個別支援計画の新規登録、変更・修正に関する村への情報提供

【災害時】

- 1) 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達の協力
- 2) 避難行動要支援者の避難支援と安否確認への協力

社会福祉協議会の役割

【平常時】

- 1) 災害ボランティア組織の形成、育成等の地域福祉の推進
- 2) 個別計画作成のための同意の周知及び関係機関への働きかけ
- 3) 避難支援者の選定に関する関係機関の連絡調整への協力(関係機関からの選定等が必要となった場合)

【災害時】

- 1) 村災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入れ・派遣調整
- 2) 在宅サービス利用者の安否確認
- 3) 福祉関係機関との連絡調整

社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

【平常時】

- 1) 在宅の要援護者の個別計画作成のための同意への協力及び情報提供
- 2) 在宅の要援護者の避難支援(移動手段)への協力(通所・入所)
- 3) 避難先(福祉避難所)としての避難体制への協力(通所・入所)

【災害時】

- 1) 要援護者の受入れ(通所・入所)

消防署、消防団の役割

【平常時】

- 1) 要援護者の避難支援体制整備の協力

【災害時】

- 1) 救援・救助及び安否確認等の協力

第2章 要援護者情報の把握・共有

1 要援護者名簿の作成

村保健福祉課は、把握している障がいのある人等の要援護者に関する各種情報に基づき、要援護者リストを作成する。

(1) 要援護者名簿の目的

要援護者名簿は、避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成の促進の目的に限定し使用する。

(2) 要援護者名簿の対象者

一般に障がいのある人等の要援護者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当含まれているため、村は、以下に規定する在宅の要援護者を対象として、被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めながら、要援護者リストを作成する。

区分	対 象 者	担 当 課
1	介護保健法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護認定3以上の判定を受けている者	保健福祉課
2	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	保健福祉課
3	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1・A2の判定を受けている者	保健福祉課
4	村が実施する見舞金の支給を受けた特定疾患治療研究事業の難病患者	保健福祉課
5	全各号に準じる状態にある者	保健福祉課

(3) 情報収集方法

村は、昭和村個人情報保護条例第8条第2項第4号及び同条同項第6号により、「個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」及び「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他審査会の意見を聴いた上で、個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき」の規定による個人情報保護審査会の答申に基づき、福祉担当部局において把握している以下の情報を要援護者名簿作成のため、利用する。

なお、同条第7条第3項第4号において、「個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」は、4)の情報を群馬県と連携を図りながら避難支援することとする。

- 1) 要介護・要支援認定情報
- 2) 身体障害者手帳及び療育手帳の認定情報
- 3) 療育手帳
- 4) 特定疾患治療研究事業の見舞金を受けている難病患者の情報

(4) 収集する内容

要援護者名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は様式1のとおりとする。

- 1) 氏 名(ふりがな)
- 2) 状 態 の 区 分
- 3) 性 別
- 4) 年 齢
- 5) 住 所
- 6) 連 絡 先
- 7) 担当民生児童委員

2 要援護者名簿の提供、管理

(1) 要援護者名簿の提供、管理

保健福祉課は、避難支援体制を整備するため、昭和村個人情報保護条例第8条第2項第6号「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他審査会の意見を聴いた上で、個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき」の規定による個人情報保護審査会の答申に基づき、要援護者名簿を村総務課防災担当と共有するとともに民生児童委員に提供する。

(2) 要援護者名簿の適正管理

要援護者名簿はの原本は、保健福祉課が保管し、副本の名簿の提供を受けた者

が保管する。

要援護者名簿は、昭和村個人情報保護条例の規定に基づき、避難行動要援護者の把握調査及び個別計画作成促進の目的のみ利用する。

また、要援護者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、民生児童委員等は、守秘義務を厳守するとともに、例え家族間であっても、情報の共有は避けなければならない。

なお、要援護者名簿の保管については、厳重な保管をし、他の者が見ることができない保管場所にて保管することとする。

また、昭和村個人情報保護条例の規定に基づき、名簿の複写の禁止や不用になった名簿は、速やかに保健福祉課へ返還するなど、適正な管理を行う。

(3) 要援護者名簿の更新

保健福祉課は、毎年、要援護者名簿の更新を行い、総務課防災担当と情報共有することとする。

また、更新した名簿は、民生児童委員へも速やかに提供することとし、以前に提供した名簿は、提供と合わせ、返還するものとする。

なお、名簿は、必要がある場合は、適宜更新することができるものとする。

3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

村は、災害発生時において、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要援護者の身体、日常生活動作等の情報については、救出救護に参考となる情報は、その都度入手し、活用することとする。

第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 避難行動支援者の把握

村は、民生児童委員等とともに状況を調査し、個人情報保護に配慮しながら、避難行動要支援者を把握する。

2 個別計画の作成

(1) 個別計画の作成

村は、避難行動要支援者について、民生児童委員等の協力を得て、個別計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について個別計画(様式2災害時要支援者登録申請書兼登録台帳)を作成する。

また、個別計画に本人記載ができない場合は、家族等の意志の確認により家族、または、民生児童委員が代筆することができるものとする。

なお、本人の申出により、民生児童委員を通して、個別計画を作成することもできる。

(2) 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、本人の同意により避難支援者、避難所、避難方法等について確認する。

個別計画には、以下の内容を支援情報として可能な範囲において記載するものとし、様式は、様式2のとおりとし、必要に応じて様式は変更できるものとする。

1) 居住状況

居住建物の建築時期、構造、家具の固定等の状況を記載するとともに、普段の居室、寝室の位置の見取り図を記載する。

2) 避難支援者

避難支援者は、本人の意思を考慮しながら、隣接者等のできるだけ身近な人から複数選定する。そして、隣接者の中で個人的避難支援者を選任することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、避難支援者を選任するとともに選定された避難支援者は、個別計画登録者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

なお、選定された避難支援者は、災害時において、仮に個別計画登録者が死傷等してもその責を負わないものとする。

3) 情報伝達の流れ

誰がどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び情報伝達手段を明記する。

4) 情報伝達での留意事項

「聴覚障がいがあるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

5) 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに必要な医薬品等の名称や分量、服薬方法等の情報やかかりつけ医療機関名等を明記する。

なお、介護認定者で「ほほえみノート」を所持している場合は、これを参考とする。

6) 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子があるなどの個別計画登録者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

7) 避難先での留意事項

聴覚障がいがあるため、文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため、移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

8) 避難場所

避難場所は、できるだけ福祉避難所などの要援護者に配慮された場所とする。

3 個別計画の共有、管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、保健福祉課は保管し、副本は、総務課、民生児童委員が共有する。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に個別計画を使用してはならない。

また、個別計画を保管する者は、個別計画登録者の同意した者以外が閲覧することのないよう、覚書に基づき、保管・取り扱いに十分配慮しなければならない。

4 個別計画の確認

個別計画登録者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、村は、民生児童委員の協力を得て、毎年個別計画の内容について確認する。内容に変更がある場合、保健福祉課は、保有する個別計画を修正するとともに総務課、民生児童委員の情報共有者の個別計画を正しい情報に更新する。

第4章 避難誘導・状況確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 村における避難支援体制

村は、要援護者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等村の体制を整備する。

また、災害時に村災害対策本部の社会福祉班を中心に防災情報に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制を整えるとともに避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、個別計画登録者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、社会福祉班内に要援護者避難支援の相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により、支援が実施できないときは行政区や近隣者等へ連絡し、支援を要請をする。

しかし、行政区等への支援が実施できないときは、村の災害対策本部へ連絡することとする。

また、村、消防団等は、防災だけではなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止運動等地域における各種活動を通じて人と人のつながりを深めるとともに要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、個別計画登録者の居宅が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、村災害対策本部へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等において、村から提供される防災情報等に基づき、事前に要援護者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要援護者への情報伝達

村は、緊急告知 FM ラジオのほか、テレドーム、広報車等、様々な手段を確保し、要援護者への避難準備情報等の防災情報を提供する。

なお、視聴覚の障がいのある人への情報伝達については、担当する民生児童委員から直接伝達できるようにする。

また、独居高齢者で緊急通報装置を設置してある者については、安全センターへ連絡し、安否確認と現状の内容を伝達ができるようにする。

情報伝達の手段

- 1) 緊急告知 FM ラジオの活用(各戸別受信機等)
- 2) テレドームの活用
- 3) 広報車・消防団等による広報
- 4) 緊急通報装置の設置による安全センターからの情報伝達

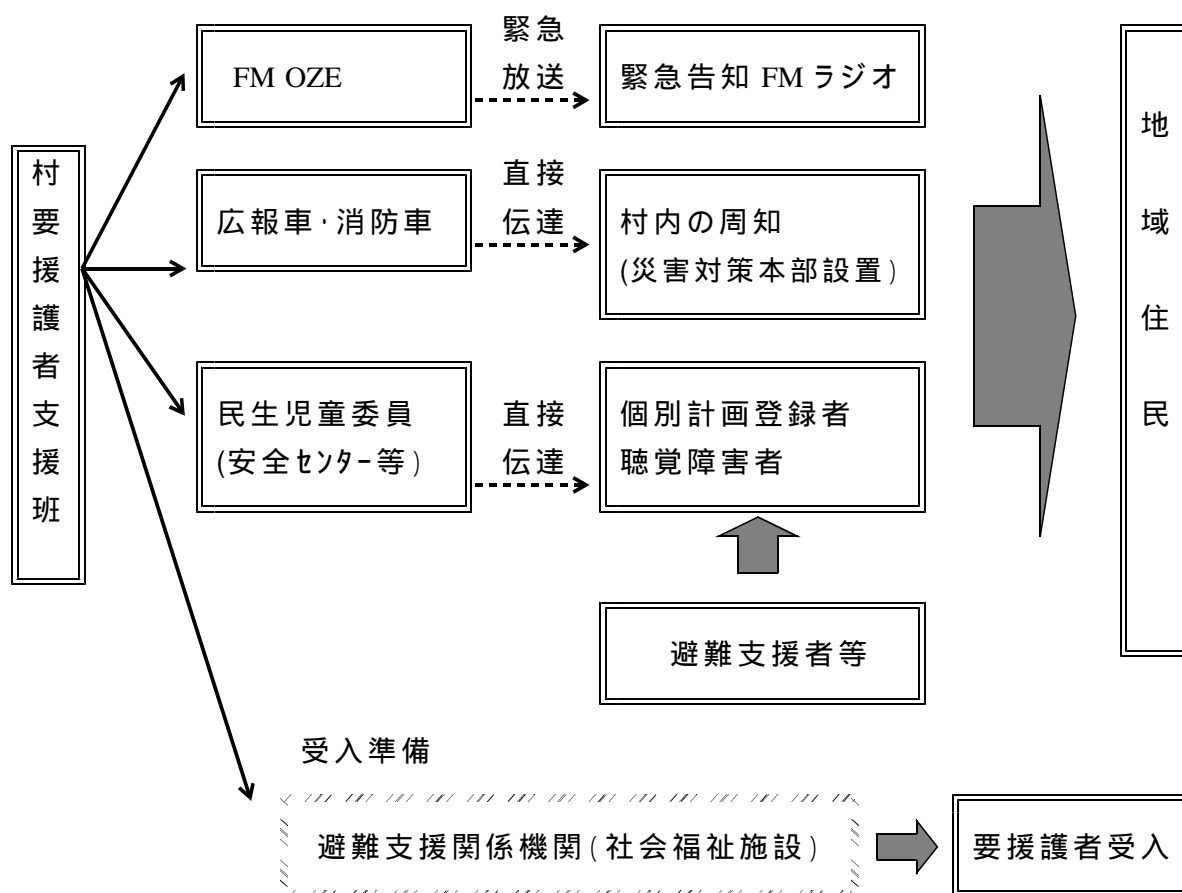
(2) 要援護者への情報伝達

村は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備等の防災情報を伝達する

(3) 避難支援関係への情報伝達

村は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努める。

情報伝達のイメージ



3 避難訓練の実施

村は、要援護者の避難支援に係る機関と協力・連携し、各種訓練等において個別計画登録者の避難訓練を実施する。

4 安否確認情報の収集体制

(1) 個別計画登録者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所等において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所等に避難しない個別計画登録者も多いことから、避難所等においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、村は、村災害対策本部の社会福祉班内に安否情報収集窓口を設置し、個別計画登録者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、個別計画登録者を避難先へ移送した場合や個別計画登録者の親戚等への避難情報を得た場合等は、避難所等又は村災害対策本部に報告するものとする。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要援護者支援体制

(1) 開設の周知

村は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行う。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により、住民への周知を図る。

(2) 避難所の災害時の要援護者班との連携

村は、村災害対策本部の社会福祉班が中心となり、民生児童委員、区、消防団や福祉関係者、避難支援者等の協力により、各避難所に設置される災害要援護者班と連携し、避難所において必要となる要援護者支援に関する相談や要援護者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制の確認

村福祉・防災担当部局及び避難所の施設管理者は、平常時から、要援護者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要援護者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

村保健福祉課・総務課は、平常時から、民生児童委員、区、消防団や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、各避難所において災害時要援護者班に従事する者の確保に努めるとともに施設管理者、消防団、民生児童委員、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要援護者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

避難所の災害時要援護者班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要援護者について優先的に対応するものとする。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所について

村は、通常の避難所では、避難生活が困難な要援護者のための避難所としては、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

(2) 福祉避難所の確保

村は、要援護者名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営等

村は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。